

じゅうろくてつめいギャラリー使用の手引き

「じゅうろくてつめいギャラリー」(以下 当ギャラリー)は地域の皆様の「文化活動の発表の場」として使用頂くための施設であり、無料で使用頂くことが出来ます。

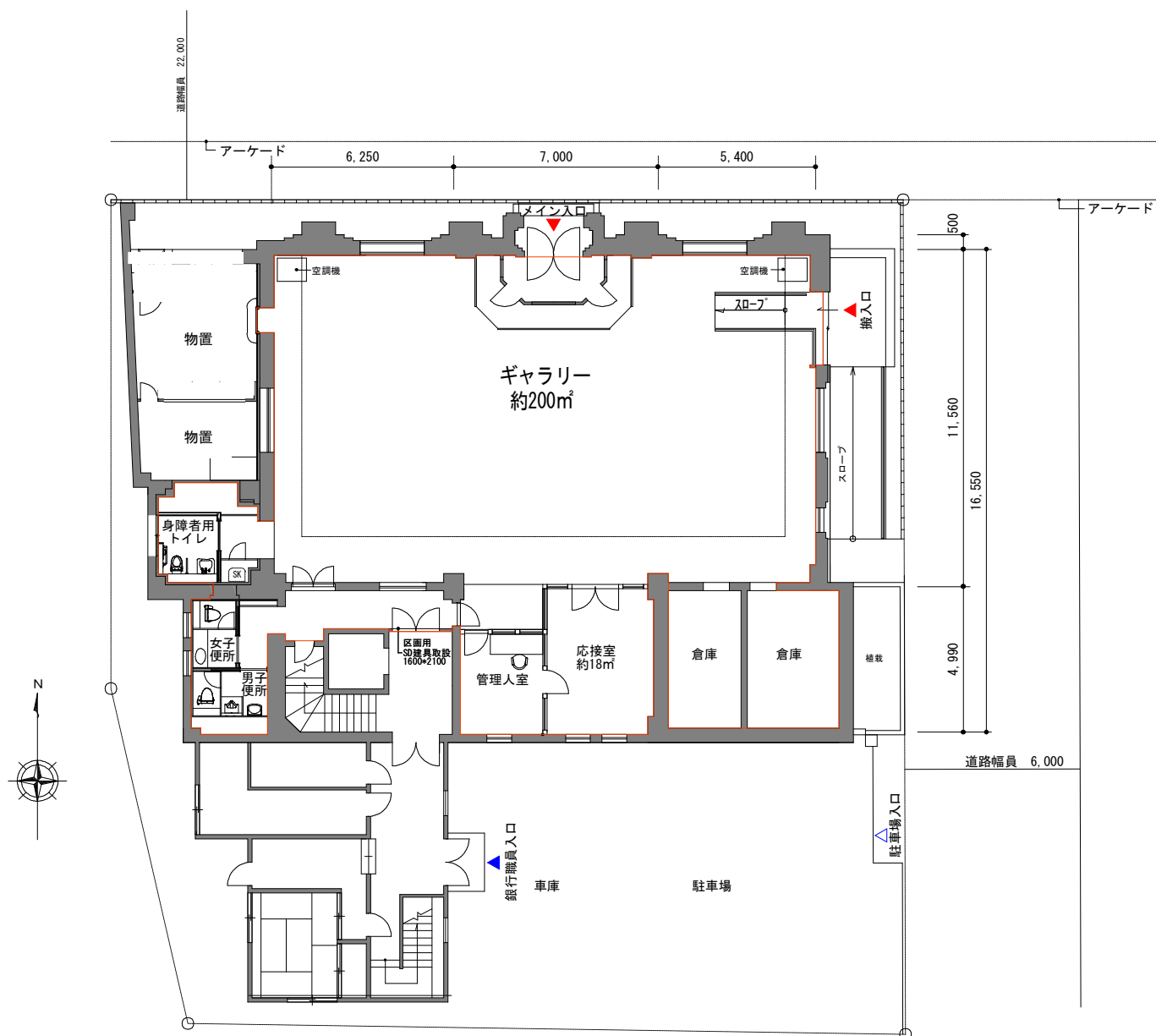
使用可能日・・・年末年始(12/31～1/3)の休館日・臨時休館日を除き年中無休
開館予定時間・・・午前10時～午後5時
1回の使用期間・・・1企画について1週間以内を目処とします。

※上記の趣旨から、次に該当するものは使用できません。

1. 販売・会員募集等のあるもの
2. 入場料等を徴収するもの
3. その他展示内容が相応しくなく、当ギャラリーにおいて不適切と認めるもの

I. ギャラリーの規模

ギャラリー 約200㎡



<注>令和3年1月以降、新規申込を中止させていただきますのでご注意ください。

申込方法◆新規申込中止

「使用申込書」に必要事項を記入し提出してください。催しの詳細が決まってない場合でも仮予約として申込みは可能です。

申込期間◆新規申込中止

通常申込（使用希望日は最長で1年半先）：1年を上期と下期に分け、申込日の翌年同期内の日を使用希望日とする申込ができます。使用希望日が重複している場合は、当行で調整いたします。

例:平成n年3月3日は平成(n+1)年1月～6月を使用希望日とする申込ができます。

期近^{きぢか}申込（使用希望日は最長で1年未満）:通常申込が終了した期間に空きがある場合は、先着順で申込ができます。

区分	使用希望日	申込期間
通常申込	翌年上期内(1月～6月)	1月～6月
	翌年下期内(7月～12月)	7月～12月
期近 ^{きぢか} 申込	通常申込終了期間	随時

※ 申込みの多い月は、申込みを終了している場合があります。

使用審査◆

使用については当行の審査があります。審査結果によってはお断りすることがありますのでご承知おきください。

審査結果の通知◆

使用審査にパスしますと、「内定通知書」を交付します。「内定通知書」の交付時期は次を目処とします。

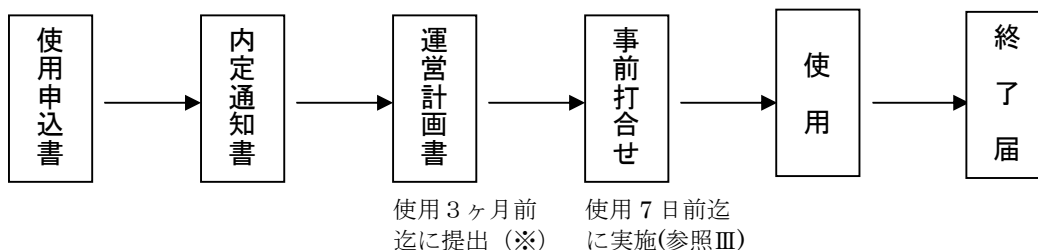
- * 通常申込 申込期間終了後約1ヶ月
- * 期近申込 申込後約1ヶ月半(最大)

運営計画書の提出◆

内定通知書を受領されましたら、速やかに「運営計画書」を提出してください。提出期限は、当ギャラリー使用日の3ヶ月前とします。ただし、「期近申込分」については、提出期限は1ヶ月前を目処とします。

催し物の案内チラシ等 URL がございましたら、「運営計画書」に添付してください。当ギャラリーのHPに催し物の案内として掲載させていただくことがあります。

申込から使用までの手順◆



(※) 「期近申込分」については、決定日によっては使用1ヶ月前を目処とします。

II. 使用の変更・取消・譲渡・施設等棄損

使用の変更◆

運営計画書に記載された事項が変更になったときは、速やかに「運営計画書（変更分）」を提出してください。

使用取消◆

使用取消をしようとするときは、速やかに「使用取消届」を提出してください。

使用权の譲渡◆

当ギャラリーの使用权を第三者に譲渡や、第三者に転貸したりすることはできません。

施設等の棄損◆

当ギャラリーの施設や設備を棄損又は滅失した場合には、「施設等棄損・滅失届」を提出し、当ギャラリー職員の指示に従ってください。場合によっては損害賠償していただきます。

III. 使用の前に

◆事前打合せ

使用開始日の7日前までに当ギャラリーの職員と詳細な打合せを行ってください。打合せ日は、当ギャラリー職員より打合せ希望日1週間前にはご連絡いたします。会場の下見が必要な場合は、前もってご連絡ください。

[打合せ事項]

- ・ 催しの内容、スケジュールについて
- ・ 附属施設などの使用内容、持ち込み器材について
- ・ 会場の設営、装飾について
- ・ 看板、掲示物の設置について

なお、打合せ日までに受付などの責任者の方を決めておいてください。

◆関係官庁への届出

法令に定められた関係官庁への届出などがある場合は、利用者様が責任を持って諸手続きを行ってください。

岐阜中消防署	岐阜市美江寺町2丁目9	TEL (058) 262-7166
岐阜市保健所	岐阜市都通2丁目19	TEL (058) 252-7191
岐阜中警察署	岐阜市美江寺町2丁目10	TEL (058) 263-0110

IV. 搬出入・飾付けの注意

1. 搬入、飾付け、搬出等の作業は当ギャラリーの開館時間（午前10時～午後5時）内に行ってください。
2. 搬入、搬出は指定された搬入口を使用してください。
3. 作品は完成されたものを搬入して頂き、館内での手直し等製作は行わないでください。
4. 作品等を移動するときは、床面を擦らないでください。
5. 展示用の備品の貸出を希望される場合は当ギャラリー職員に申出てください。
6. 壁面、柱への直接の掲示はご遠慮ください。
7. ブロックを使用するときは、下敷き（紙、布、フェルト等）を敷いてください。

V. 搬入品の制限

次に掲げるようなものは、当ギャラリーの管理運営上支障がありますので、展示室等に搬入できません。

1. 不快音又は高音を発し、若しくは煙霧を発生させる仕掛のあるもの
2. 悪臭を発し、又は腐敗の恐れのある素材を使用したもの
3. 刃物等を素材に使用し、人に危害を及ぼし又は壁面等を棄損する恐れのあるもの
4. 砂利、砂、土等を直接床面に置く、又は床面を棄損、汚損するような素材を使用したもの
5. 動物及び危険物等
6. 火気を使用するもの
7. 鑑賞者に著しく不快感を与えるなど公安、衛生法規に触れる恐れのあるもの
8. その他、当ギャラリーにおいて不適切と認められるもの

VI. 使用上のお願い

◆受付・整理

入場者の受付・案内や場内整理などは、利用者様が責任をもって係員を配置してください。なお、防災上、避難導線を確保する必要がある為、当ギャラリー職員の指示に従ってください。

◆会場の管理

催し物の開催期間中は、常時係員を1名以上場内に配置し、入場者の安全についても十分に配慮してください。会場内での盗難、破損、紛失、その他の事故についての責任は負いかねますのでご注意ください。

◆火気の厳禁

会場内は、すべて禁煙となっており、火気の使用もできません。

◆飲食の禁止

会場内は、飲食を禁止させて頂いております。

◆張り紙の禁止

ポスター・案内表示などの張り紙は、所定の場所以外はご遠慮ください。

◆終了後の点検

催し物の終了後は、使用した器材などを元の状態に整理し、会場内に忘れ物がないかご確認ください。

◆使用時間

当館の使用時間は午前10時～午後5時となっています。この時間は、準備・後片付けを含めた時間です。後片付けが終了次第、速やかに退館してください。

◆使用許可の取消・使用の停止

本手引き記載の注意や制限、並びに遵守事項に違反したり、公序良俗に反した場合には、使用許可の取消、又は使用の停止を命ずる場合があります。その際には、直ちにこれに従ってください。また、それに伴う損害賠償の請求等は一切できないものとします。

◆ごみの持ち帰り

ごみの再資源化及び減量化を図るため、使用者の方が持ち込まれたカン・ビンや紙類、粗大ごみなどは、毎日持ち帰りをお願いします。

Ⅶ. ピアノのご利用について

ーピアノをご利用される方ー

- ・ピアノの取扱いには十分ご注意ください。
- ・定期保守点検は当ギャラリーにて行いますが、使用時の調律は、利用者様のご負担で行ってください

調律指定業者：(株)松栄堂楽器

岐阜市神田町 1 丁目 8-3

TEL : 058-265-0481

- ・曲の演奏にあたり著作権料の請求があった場合には利用者様にご負担ください。

ーピアノをご利用されない方ー

- ・ピアノの設置スペースはご利用できません。
- ・ピアノに触れないでください。(ご来館されるお客さまへご配慮ください。)
- ・ピアノの上の展示はご遠慮願います。
- ・催し物開催中ピアノの自動演奏を希望される方は当ギャラリー職員までお申出ください。

- 当施設はギャラリーとしての利用を主な使用目的としておりますので、お手洗いの数が少ないことをあらかじめご了解のうえ、使用の申込を頂きますようお願い申し上げます。
- 駐車場は、利用者様（主催者）用として 2 台ご利用いただけます。搬入にご使用される場合には事前に当ギャラリー職員へ連絡してください。
- 催し物へ来館される方（お客様）への駐車場の開放はしていません。お近くの有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関のご利用をお願いします。

●使用申込受付窓口

岐阜市徹明通 1 丁目 3

「じゅうろくてつめいギャラリー」

☎058-262-0116

http://www.juroku.co.jp/tetsumei_gallery/